

**「(仮称) 新根岸地区土地利用検討業務委託」
提案書作成要領**

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

(仮称) 新根岸地区土地利用検討業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格(上限)は31,000千円(税込)です。

なお、提案書提出時には参考見積書及びその内訳書を提出するものとします。

3 提案者の資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満たすこととします。

- (1) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿において、登録する種目が「建設コンサルタント等の業務」、細目が「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」及び「建設コンサルタント・PFI」であり、種目の順位を問わず登録している者。ただし、参加意向申出書の提出時までに登録申請して、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していれば、この限りではない。
- (2) 地方公共団体等が実施するまちづくり分野における官民連携(PPP、PFI、民間活力導入検討等)に関する検討又は支援業務を実施した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する事項に該当していない者であること。
- (4) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の決定を受け、復権していない者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年12月神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者であること。
- (10) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間において、横浜市指名停止等措置要綱(最近改正令和3年4月1日)の規定による停止措置を受けていないこと。
- (11) 本業務委託の完了日までの履行が可能なこと。

4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとします。

事項	時期
① 公募要項等のHP公表	令和8年6月2日(火)

② 参加意向申出書の提出期限	令和8年6月12日（金）17時まで
③ 提案資格確認結果通知書の送付	令和8年6月18日（木）
④ 質問書の提出期限	令和8年6月25日（木）17時まで
⑤ 質問書への回答	令和8年7月1日（水）
⑥ 提案書の提出期限	令和8年7月6日（月）17時まで
⑦ 提案内容のヒアリング	令和8年7月17日（金）（予定）
⑧ 受託候補者の特定	令和8年7月下旬頃
⑨ 契約の締結	令和8年8月下旬頃

5 参加に係る手続き

応募は、一企業単独又は複数企業による共同企業体のいずれの形態でも可能とします。共同企業体で参加する場合は、共同企業体協定書兼委任状（様式11）を提出してください。

また、本プロポーザルに参加し提案書の提出を希望する場合は、参加意向申出書（様式1）及び誓約書（様式2）を提出し、参加意向の表明を行ってください。

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）17時まで（必着）

(2) 提出先

横浜市都市整備局市街地整備部基地対策課 担当 田中・山宮
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階
電話 045-671-2472

(3) 提出方法

持参又は郵送

（注意）・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。また、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

・持参の場合は、市役所開庁日の9時～12時、13時～17時の間に提出してください。

(4) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1） 1部
- イ 地方公共団体等が実施するまちづくり分野における官民連携（PPP、PFI、民間活力導入検討等）に関する検討又は支援業務を実施した実績を示す書類 1部
- ウ 誓約書（様式2） 1部

(5) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、提案資格確認結果通知書（別紙1）を電子メールにて送付します。なお、提案資格が認められた者には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（別紙2）を送付いたします。

ア 通知日

令和8年6月18日（木）

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 質問書の提出

提案資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式3）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、ホームページにおいて掲載します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限
令和8年6月25日（木）17時00分まで（必着）
- (2) 提出先
横浜市都市整備局市街地整備部基地対策課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階
電話番号 : 045-671-2472
電子メール : tb-kichitaisaku@city.yokohama.lg.jp
- (3) 提出方法
持参、郵送又は電子メール
・郵送又は電子メールの場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
・郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。
・持参の場合は、市役所開庁日の9時から12時、13時から17時の間に提出してください。
- (4) 回答日及び回答方法
令和8年7月1日（水）までにホームページに掲載します。

7 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式4～様式9）に基づき作成するものとします。
 - ア 提案書表紙（様式4）
 - イ 業務実施能力等
 - ① 業務実施体制（様式5）
 - ② 予定技術者の類似の実績と保有資格（様式6）
 - ③ 提案企業の類似の実績（様式7）
 - ウ 業務実施方針等（様式8（A3サイズ片面6枚まで、下記6項目を記述））
 - ① 工程管理
業務の段階性や相互の関係性を理解したうえで、業務遂行上のリスクや留意点を踏まえた体制及び時期を想定し、実施工程を示してください。
 - ② まちづくりにおけるポテンシャルの整理と将来ビジョンの検討（業務(1)）
上位計画や歴史的経緯、周辺環境等を踏まえ、ポテンシャル整理と将来ビジョン検討の手順を示すとともに、アウトプットのイメージを示してください。
 - ③ 土地利用計画と誘導機能の検討（業務(2)）
将来ビジョン等を踏まえ、土地利用計画及び誘導機能の検討手順を示してください。また、具体的な企業誘致を視野に入れ、企業誘致の検討における関係者ヒアリングの選定対象を示してください。
 - ④ 地域地区等規制誘導方針の検討（業務(3)）
現状の都市計画規制を理解したうえで、規制誘導方針の検討手順を示してください。
 - ⑤ 民有地利活用方策の検討（業務(4)）
民間土地所有者の土地利用意向を踏まえ、土地利用方策の検討を行い、換地申出要領（案）をとりまとめるまでの流れを示してください。
 - ⑥ 森林公園ゾーンの整備手法等の検討（業務(5)）
歴史的経緯や根岸森林公園の現状等を踏まえ、土地区画整理事業によるまちづく

りや一等馬見所の利活用との連携を考慮したうえで、整備イメージの検討手順を示してください。

- エ ワーク・ライフ・バランス等、企業としての取組（様式9）
 - オ 提案書の開示に係る意向申出書（様式10）
 - カ 参考見積書及びその内訳書（様式自由、人工を明記）
- (2) 提案書の作成にあたっては、次の項目に留意してください。
- ア 提案は、考え方を簡潔に記述してください。
 - イ 文字の大きさは注記等を除き原則10ポイント以上の大きさとしてください。
 - ウ 多色刷りは可とします。
 - エ 提案書の様式は拡大・縮小等の変更をしないでください。
 - オ 内容の表現は自由としますが、表紙を除いて社名や商標、マーク等、応募者名を認識できるものの記載は一切行わないでください。
- (3) 提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」に該当するものがある場合は、有効期間内であることが確認できる資料を提出してください。

対 象	提出資料	部 数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	1 部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	
以下のうちいずれかの認定の取得 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・よこはまグッドバランス企業の認定	認定通知書の写し	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	認定通知書の写し	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している（従業員40人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40人未満）	最新年度の障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）	
健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小企規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定通知書又は認証通知書の写し	

8 提案書の提出

- (1) 提出部数
様式4～様式9により提案書及び必要とする確認資料等を
紙：6部、電子データ：1部（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）提出
- (2) 提出期限
令和8年7月6日（月）17時まで（必着）
- (3) 提出先
横浜市都市整備局市街地整備部基地対策課 担当 田中・山宮
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階
電話 045-671-2472
- (4) 提出方法

郵送又は持参

- ・郵送の場合は、発送後、必ず提出先に電話連絡を行ってください。また、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。
- ・持参の場合は、市役所開庁日の9時から12時、13時から17時の間に提出してください。

(5) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。A3の様式は、蛇腹折りにし、A4サイズにしてください。
- イ 提案書は、様式4～様式9の一式をフラットファイルに綴りこみ、インデックスをつけてください。(ファイル、インデックスの様式は特に指定しません。)
- ウ ファイルの表表紙、背表紙には、「(仮称)新根岸地区土地利用検討業務委託 提案書」と記してください。

9 評価基準

提案書評価基準のとおり

10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日・実施場所

令和8年7月17日(金)(予定)
実施日は、前後する可能性があります。
場所・時間等詳細は、別途通知します。

(2) 出席者

管理技術者、主たる担当技術者を含む3名以下としてください。

(3) 実施方法

- ア 評価委員会から提案書について口頭で説明を求めます。
- イ 提案内容の説明は、管理技術者または主たる担当技術者が行ってください。
- ウ 説明時の資料は提案書を使用し、資料の変更・追加は認めません。
- エ 説明後、説明内容について、評価委員会委員よりヒアリングを行います。
- オ 提案内容の説明にあたり、企業名が分からないようにしてください。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	都市整備局第一入札参加資格 審査・業者選定委員会	(仮称)新根岸地区土地利用検討業務委託に 係るプロポーザル評価委員会
所掌 事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特 定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委員	都市整備局 企画部長 企画部総務担当部長 まちづくりプロジェクト推進部長 都心活性化推進部長 地域まちづくり部長 防災まちづくり推進室長 市街地整備部長 総務課長 総務局契約第二課長	委員長 都市整備局企画部総務担当部長 副委員長 都市整備局市街地整備部長 委員 都市整備局企画部企画課担当課長 経済局ビジネスイノベーション部 企業投資促進課 企業誘致・立地担当課長 政策経営・国際戦略局経営戦略部 経営戦略課担当課長 都市整備局市街地整備部 基地対策課担当課長

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（別紙3）により通知します。

(1) 通知日

令和8年7月下旬頃

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

13 留意事項

(1) 提案書の作成、提出及びヒアリング等に係る費用は、応募者の負担とします。

(2) 以下の条件に該当した場合、プロポーザルは無効となります。

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルに関して評価委員会委員との不正な接触があった者

ク ヒアリングに出席しなかった者

(3) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルについては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

イ 提出された書類等は、プロポーザルにおける評価や受託候補者の特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。

ウ 提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

エ 提案書等に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、業者選定委員会において選定を見合わせるがあります。

オ 提出された書類は返却しません。

カ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、本市と協議を重ねながら行いますので、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(6) その他

ア 提案書等に記載した内容を変更することはできません。

イ 提案書等に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

- ウ プロポーザル実施のために本市が作成した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできません。
- エ 提案書等の提出は、1者につき1案のみとします。
- オ 特定された提案書等を提出した応募者とは、後日、特定された提案書等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- カ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとし、また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。
- キ 提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに本市に連絡するとともに、書面にて申し出てください。

(別紙1)

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

様

横浜市契約事務受任者

提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：(仮称) 新根岸地区土地利用検討業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

(理由) ××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに都市整備局基地対策課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 都市整備局市街地整備部基地対策課

氏名 田中、山宮

電話 045-671-2472

F A X 045-663-2318

E-mail tb-kichitaisaku@city.yokohama.lg.jp

(別紙2)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：(仮称) 新根岸地区土地利用検討業務委託

提出書類

- 1 質問書 (提出期限 令和8年6月25日(木)17時まで (必要がない場合は不要))
- 2 提案書 (提出期限 令和8年7月6日(月)17時まで (必着))
- 3 その他関係書類
 - (1) 提案書の開示に係る意向申出書
 - (2) 参考見積書及びその内訳書 (様式自由、人工を明記)

提案書の作成に必要な資料 (提案書作成要領、様式、業務説明資料等) は、横浜市ホームページよりダウンロードできます。

連絡担当者

所属 都市整備局市街地整備部基地対策課
氏名 田中、山宮
電話 045-671-2472
FAX 045-663-2318
E-mail tb-kichitaisaku@city.yokohama.lg.jp

(別紙3)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：(仮称) 新根岸地区土地利用検討業務委託

結果①：最適であると特定しました。
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。
理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに都市整備局
基地対策課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 都市整備局市街地整備部基地対策課
氏名 田中、山宮
電話 045-671-2472
FAX 045-663-2318
E-mail tb-kichitaisaku@city.yokohama.lg.jp